

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の改正について

令和 7 年 1 1 月 1 0 日
環 境 生 活 部

1 要旨

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「差別解消条例」という。）は、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的として、令和 4 年 5 月に議員提出条例として制定されました。

令和 5 年 4 月の本格施行以降、差別解消条例に基づく申立てに至った件数は 2 件あり、運用する中で見えてきた課題もあります。また、部落差別解消条例（仮称）を検討しており、その中で差別解消条例の規定を整理する必要があります。これらのことから、部落差別解消条例（仮称）の制定と合わせて、差別解消条例の改正についても検討する必要があります。

2 改正検討内容

（１）条例を運用する中で顕在化した課題への対応

差別等に係る紛争の解決に向けた手続きについて、関係者の協力が得られない場合や、条例に基づく助言・説示・あっせんに従ってもらえない場合が想定されることなどから、他県の条例を参考に、実効性を担保するための対応について、検討を行います。また、差別行為をした人への啓発等、市町との連携を強化するための新たな規定が必要か検討します。

（２）インターネット上の人権侵害への対応

深刻化しているインターネット上の人権侵害の対応の強化について検討します。

（３）部落差別解消条例（仮称）の制定への対応

部落差別解消条例（仮称）を検討する中で、必要に応じて条文を整理します。

3 スケジュール（案）

令和 8 年	3 月	常任委員会で改正の概要案審議
	6 月	常任委員会において骨子案審議
	1 0 月	常任委員会において中間案審議 パブリックコメント
	1 2 月	常任委員会に県民意識調査結果・パブリックコメント結果報告
令和 9 年	3 月	常任委員会において最終案審議
	6 月	議案提出 常任委員会において議案審議、改正